

多治見市青少年まちづくり市民会議規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、多治見市青少年まちづくり市民会議という。

(事務局)

第2条 この会議の事務局は、多治見市教育委員会事務局教育推進課内に置く。

第2章 目的及び活動

(目 的)

第3条 この会議は青少年問題の持つ重要性にかんがみ広く市民の総意を集集し、国・県・市と連携をとりながら青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(活 動)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために次の諸活動を行なう。

- (1) 地域社会を挙げて青少年の健全育成を推進する気風の醸成を図る活動。
- (2) 青少年が誇りと責任を持ち、グループ及びサークル活動を積極的に
行なうことを推進するとともに、すべての青少年が社会参加すること
を奨励する活動。
- (3) 勤労青少年の教育・福祉対策を進め、生活条件の改善を図る活動。
- (4) 青少年のための施設整備を促進し、その効果的な運営を進める活動。
- (5) 社会環境の浄化を図るための活動。
- (6) 家庭環境の改善と向上のための「家庭の日」(毎月第3日曜日)の普
及啓発に関する活動。
- (7) 青少年の非行防止のための活動。
- (8) その他、市民会議の目的を達成するために必要な活動。

第3章 組織及び機関

(組 織)

第5条 市民会議は、地域住民・校区市民会議・各種関係機関及び各種団体
等をもって構成する。

(機 関)

第6条 市民会議に次の機関を置く

- (1) 理事会
- (2) 青少年育成推進員会
- (3) 校区市民会議会長会

(理事会)

第7条 理事会は、会長・副会長及び理事をもって構成し、会長が招集する。

理事会は会長が議長となり、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 規約の改廃
- (4) その他この会議が必要と認めた事項

(青少年育成推進員会)

第8条 青少年育成推進員会は、岐阜県青少年育成推進指導員、多治見市青少年育成推進員設置規則（平成23年多治見市教育委員会規則第4号）に規定する推進員をもって構成する。

- 2 青少年育成推進員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 青少年育成推進員会は、1ヶ月に1回開催し、その他必要に応じて委員長が招集する。
- 4 青少年育成推進員会の推進員の任期は2年とする。
- 5 青少年育成推進員会は青少年まちづくり市民会議の事業計画等の原案作成をするほか、事業運営を担う。

(校区市民会議会長会)

第9条 校区市民会議会長会は、各校区市民会議会長をもって構成する。

- 2 校区市民会議会長会に会長及び副会長を置く。
- 3 校区市民会議会長会は必要に応じてこの会の会長が招集する。ただし、任期最初の会は、市民会議会長が招集する。
- 4 校区市民会議会長会の議長は、この会の会長が行なう。ただし、最初の会の議長は最年長の校区市民会議会長が行なう。
- 5 校区市民会議会長会は、各校区市民会議会長が集まり、他校区との情報交換、他地域との連携を推進する。

第4章 役員・顧問及び事務局

(役員)

第10条 市民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 2名

(役員職務)

第11条 会長は、市民会議の業務を総理し、この会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は第7条に規定するところにより、その職務を行なう。
- 4 監事は、市民会議の会計を監査する。

(役員選任)

第12条 会長は市長をもって充て、副会長及び監事は理事会において選任する。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、職をもって委嘱された役員任期は、その職にある期間とする。

- 2 役員は再任を妨げない。

(顧問)

第14条 市民会議に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。

(事務局)

第15条 事務局に次の役職を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (2) 書記 若干名

第5章 会計

(会計年度)

第16条 この会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 市民会議の経費は、多治見市からの交付金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 3 予算の流用執行については事務局長の権限とする。

第6章 規約の改正

(規約の改正)

第17条 この規約は理事会において出席者の3分の2の同意を得て改正することができる。

附 則

この規約は平成9年4月1日から施行する。

この規約は平成15年4月1日から施行する。

この規約は平成18年1月1日から施行する。

この規約は平成20年4月1日から施行する。

この規約は平成23年4月1日から施行する。

この規約は平成24年4月1日から施行する。

この規約は令和元年4月1日から施行する。